

王子クリニック 院内感染マニュアル

平成 29 年 9 月作成

1. 手指衛生

- 1-1. 手袋使用の有無にかかわらず、個々の患者のケア一前後に、石鹼と流水による手洗いか、アルコール製剤による擦式消毒を行う。
- 1-2. 目に見える汚れが付着している場合は、必ず石鹼と流水による手洗いをを行うが、そうでない場合は擦式消毒でも良い。
- 1-3. 手洗いの後は使い捨てタオルを用いて完全に乾かす。その後使用した使い捨てタオルで蛇口を閉める。

註 1：洗面器を使用した手指消毒（ベイスン法）は不確実な消毒法であり、有効に消毒できない為おこなわない。

2. 手袋

- 2-1. 血液/体液には、直接ふれないように作業する事が原則である。血液/体液に触れる可能性の高い作業を行うときには、使い捨て手袋を着用する。
- 2-2. 手袋を着用した安心感から、汚染した手袋でベッド・ドアノブなどに触れないように注意する。
- 2-3. ディスポーザブル手袋は再使用せず、患者（処置）ごとの交換が原則である。やむを得ず繰り返し使用する場合には、その都度アルコール性清拭が必要である。

3. 個人的防護用具 personal protective equipments (PPE)

- 3-1. 患者と濃厚な接触をする場合、血液/体液が飛び散る可能性のある場合は、PPE（ガウン又はエプロン、ゴーグル・フェースシールドなどの目の保護具、手袋、そのほかの防護用具）を着用する。
- 3-2. 使用後は直ちに外し、手指衛生を行う。

4. 医用器具・器材

- 4-1. 滅菌物の保管は、汚染が起こらないように注意する。汚染が認められたときは廃棄あるいは再滅菌する。使用の際は安全保存期間（有効期限）を厳守する。
- 4-2. 滅菌済器具・器材を使用する際は、無菌野（滅菌したドレープ上など）で滅菌手袋着用の上で取り扱う。
- 4-3. 非滅菌野で非滅菌物と滅菌物とを混ぜて使う事は意味がないので行わない。

5. リネン類

- 5-1. 共用するリネン類（シーツ・ベッドパッドなど）は熱水消毒を経て再使用する。
- 5-2. 熱水消毒が利用できない場合には、次亜塩素酸ナトリウムなどで洗濯前処理する。（250ppm（5%次亜塩素酸ナトリウムなら 200 倍希釈）以上 30°C5 分以上）

註2：血液の付着したリネンは血液を洗い落としてから次亜塩素酸ナトリウムで消毒すべきであるが、汚染の拡散に十分注意する。

6. 消化管感染症対策

- 6-1. 糞便一経口の経路を遮断する観点から手洗いや手指消毒が重要である。
- 6-2. 糞便や吐物で汚染された箇所の消毒が必要である。
- 6-3. 床面等に嘔吐した場合は手袋・マスクを着用して重ねたティッシュで拭き取り、プラスチックバッグに密閉する。汚染箇所の消毒は次亜塩素酸ナトリウムを用い、平滑な表面であれば5%溶液の50倍希釈液を、カーペット等は10倍希釈液(5000ppm)を用い、10分間接触させる。蒸気クリーナーまたは蒸気アイロンで熱消毒(100°C1分)することも良い。
- 6-4. 汚染箇所を一般用掃除機(超高性能フィルターで濾過排気する病院清掃用掃除機以外のもの)で清掃することは、汚染を空气中に飛散させる原因となるので行わない。

7. 患者の技術的隔離

- 7-1. 空気感染・飛沫感染する感染症では患者にサージカルマスクを着用してもらう。
- 7-2. 空気感染・飛沫感染する感染症で隔離の必要がある場合には、移送関係者への感染防止(N95微粒子用マスク着用など)を実施して、適切な施設に紹介移送する。
- 7-3. 接触感染する感染症で入院を必要とする場合は、感染局所を安全な方法で被覆して適切な施設に紹介移送する。

8. 感染症発生時の対応

- 8-1. 個々の感染症例は専門医に相談しつつ治療する。
- 8-2. 感染症の治療に際しては、周辺への感染拡大を防止しつつ、適切に実施する。
- 8-3. アウトブレイク(集団発生)あるいは異常発生が考えられるときは、地域保険所と連絡を密にして対応する。

9. 針刺し事故対策

- 9-1. 注射針にリキャップしない。しなければならない場合は、ゆっくり安全な方法(片手法)で行う。
- 9-2. 針や鋭利な器材は、貫通しない医療廃棄物専用容器に廃棄する。
- 9-3. 針刺し事故発生時の必要な医薬品の確保、対応可能な病院との連携など治療体制の確保を常に確認する。

10. 予防接種

- 10-1. 予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高める事が最大の制御策である。
- 10-2. ワクチン接種によって感染が予防できる肝炎、麻疹、疾患(B型麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等)については適切にワクチン接種を行う。

10-3. 患者/医療従事者ともに必要なワクチンの接種率を高める工夫をする。

1 1. 医薬品の微生物汚染防止

11-1. 血液製剤（ヒトエリスロポエチンも含む）や脂肪乳剤（プロポフォルも含む）の分割使用を行ってはならない。

11-2. 生理食塩液や 5%ブドウ糖液などの注射剤の分割使用は原則として行ってはならない。もし分割使用するのであれば、冷所保存とし 24 時間までの使用にとどめる。

註 3：生理食塩液などの分割使用は細菌感染のみならず、B 型肝炎や C 型肝炎などの原因にもなる。

1 2. 医療施設の環境整備

12-1. 床・テーブルなどは汚染除去を目的とした除塵清掃が重要であり、湿式清掃を行う。また、日常的に消毒薬を使用する必要はない。

12-2. 手が頻繁に触れる部位は 1 日 1 回以上の水付記清拭または消毒薬（界面活性剤、第 4 級アンモニウム塩、アルコールなど）による清拭消毒を実施する。

12-3. 清掃用具は所定の場所で管理し、毎日感想させる。

註 4：環境消毒のための消毒薬の噴霧・散布・燻蒸および紫外線照射・オゾン殺菌は作業や患者に対して有害であり実施しない。

以上